

岡山市民間自転車等駐車場整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市における自転車利用環境の向上を図るため、予算の範囲内において民間自転車等駐車場の整備を促進するための岡山市民間自転車等駐車場整備補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年岡山市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
- (5) 民間自転車等駐車場 国若しくは地方自治体又はこれらの者から資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資されている法人等(以下「公共団体等」という。)以外の者により、一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (6) 新設 新たに民間自転車等駐車場を設置することをいう。
- (7) 増設 既存の民間自転車等駐車場の収容台数を増加させるために、民間自転車等駐車場を整備することをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次条に規定する補助対象施設を新設又は増設する事業とする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる民間自転車等駐車場(以下「補助対象施設」という。)は、市内に新設又は増設をする民間自転車等駐車場で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 自転車等の駐車場で、一時利用又は定期利用が可能なものであること。ただし、利用料金体系について有料・無料は問わない。
- (2) 本市の市域のうち、別図に示す区域に位置するものであること。
- (3) 新設又は増設される自転車等の収容台数が、自転車で換算して30台以上であること。収容台数の算定については、次の要件を満たすこと。
 - ア 自転車1台当たりの駐車区画の規模は、幅0.6m以上、長さ1.9m以上とすること。

ただし、ラック等の装置を用いること又は管理人が自転車を整理することにより、自転車が安全かつ便利に駐車できる場合は、幅を0.4mまで縮小することができる。

イ 原動機付自転車及び自動二輪車については、1台につき自転車1.5台分として換算する。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車1台当たりの駐車区画の規模は、幅0.8m以上、長さ2.0m以上とすること。

(4) 開設（新設又は増設した補助対象施設の利用を開始することをいう。）の日から継続して10年以上運営されるものであること。

(5) 構造、設備及び整備位置について利用者の安全が確保されており、自転車等が容易に駐車できるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象施設としない。

(1) 岡山市自転車駐車場附置義務条例（昭和57年市条例第16号）の適用を受けて設置されるもの。ただし、同条例で規定された設置台数を超過して設置するもののうち、前項各号の規定に該当するものについては、この限りでない。

(2) 公共団体等から補助金等を受けて設置されるもの

(3) 店舗、銀行、遊技場、事務所等が、その従業員のために設置するもの

(4) アパート、マンション等が、その居住者のために設置するもの

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校がその利用者及び従業員のために設置するもの

(6) 建築基準法（昭和25年法律201号）その他関係法令に抵触するもの

(7) 第9条の交付決定を受けた民間自転車等駐車場

（補助事業者）

第5条 補助事業者は、前条に規定する補助対象施設を新設又は増設する個人及び法人その他の団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（法人その他の団体にあつては代表者その他役員。）

(2) 破産者で、復権を得ないもの（法人その他の団体にあつては代表者その他役員。）

(3) 国税及び地方税を滞納している個人及び法人その他の団体

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。）（法人その他の団体にあつては代表者その他役員。）

(5) 本市から、出資を受けている者（法人その他の団体にあつては代表者その他役員。）

(6) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過しないもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、民間自転車等駐車場設置のための土地取得費（賃借料を含む。）、解体費、地盤改良費、仮設工事費、手数料等事務費を除く建設費（以下これらを「建設費」という。）及び駐車器具整備費（リース料金を含む。）とする。ただし、他の用途の施設と併設する場合にあつては、民間自転車等駐車場部分の経費に限る。

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額又は別表第1に掲げる標準整備費の額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

2 前項の規定による補助金の額は、民間自転車等駐車場1箇所当たり1,000万円を上限とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、民間自転車等駐車場の整備計画についての事前協議及び補助金交付採択についての事前審査を市長と行った後、整備に着手する前に、民間自転車等駐車場整備補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 敷地面積求積図
- (3) 各階平面図及び立面図
- (4) 見積書（内訳書を含む。）の写し
- (5) 土地登記事項証明書（発行日から3月以内のもの）
借地の場合にあつては、賃貸借契約書の写し及び民間自転車等駐車場設置に係る承諾書
- (6) 国税・県税・市税の納税証明書（発行日から1月以内のもの）
- (7) 氏名、読み仮名、生年月日を記載した関係者名簿（土地所有者を含む。）
- (8) 法人の場合にあつては、役職名を加えた役員名簿
- (9) 自転車等駐車場で、一時利用又は定期利用が可能なるものであることが確認できる書類（利用案内、利用に係る約款、有料の場合は料金体系等）

(決定通知)

第9条 規則第8条の規定による通知は、民間自転車等駐車場整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第6条第3項の規定による通知は、民間自転車等駐車場整備補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(変更等の承認の申請)

- 第10条** 規則第12条の承認の申請は、民間自転車等駐車場整備補助金補助事業変更等申請書(様式第4号)を市長に提出して行わなければならない。
- 2 市長は、前項の申請内容を審査し、承認したときは、民間自転車等駐車場整備補助金補助事業変更等承認通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請を承認しないとき、又は前項の場合において必要と認めるときは、前条の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(着手届及び完了届)

- 第11条** 規則第15条の規定による着手届及び完了届は、民間自転車等駐車場整備着手・完了届(様式第6号)を市長に提出して行わなければならない。
- 2 規則第16条第1項の規定による報告は、前項の完了届により行うものとし、同条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 工事契約書の写し
 - (2) 請求書(内訳書を含む。)の写し
 - (3) 領収書(支払い済みの場合に限る。)その他の支出の事実を証する書類の写し
 - (4) 建築確認済証及び検査済証の写し(建築物設置の場合に限る。)
 - (5) 工事完成図面及び写真
- 3 補助事業者は、補助金交付後に工事代金等を支払う場合、支払い後、速やかに領収書の写しを市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

- 第12条** 規則第17条の規定による通知は、民間自転車等駐車場整備補助金交付確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第13条** 規則第19条第2項の規定による請求は、民間自転車等駐車場整備補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出して行わなければならない。

(補助対象施設の変更又は廃止の届出)

- 第14条** 補助事業者は、補助対象施設の開設後10年が経過するまでの間、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、民間自転車等駐車場変更・廃止届(様式第9号)に、必要に応じて第8条各号に掲げる書類を添付し、市長に届け出なければならない。
- (1) 補助対象施設の営業を停止又は廃止するとき。
 - (2) 補助事業者の住所又は事務所等の所在地を変更するとき。
 - (3) 補助対象施設の名称又は補助事業者を変更するとき。

- (4) 補助対象施設の収容台数又は利用料金を変更するとき。
- (5) その他この要綱に基づく申請及び届出事項を変更するとき。

(運営状況等の報告)

第15条 補助事業者は、補助施設の開設後10年が経過するまでの間、民間自転車等駐車場運営状況報告書(様式第10号)により、年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)ごとの運営状況を、年度終了後30日以内に市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告のほか、市長からの求めに応じ、随時市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 規則第20条第3項の規定において準用する規則第8条の通知は、民間自転車等駐車場整備補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合又は第14条の規定により事業が廃止された場合において、既に補助金を交付しているときは、補助対象施設の運営期間(補助対象施設の開設の日から補助金の返還事由が生じた日までをいう。)に応じて、補助事業者に対し、民間自転車等駐車場整備補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めて、別表第2に掲げる額(この額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第14条の規定により施設が変更された場合において、変更後の施設の収容台数に応じて第7条の規定により算出した額が、交付した補助金の額を下回ったときは、前項の規定の例により、期限を定めて、別表第3に掲げる額(この額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)の返還を命ずるものとする。

(帳簿の保存)

第18条 補助事業者は、補助対象施設に関する収支等を明らかにした帳簿を備え、補助対象施設の開設後、10年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、市長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、民間自転車等駐車場整備補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

形 式	1台当たりの設備費	標 準 整 備 費
平面式 (2段7カ・電磁ロック式ラックを含む。)	100,000円	1台当たりの設備費に収容台数を乗じた額
立体式 (機械式を含む。)	150,000円	

備考1：立体式とは2階建て以上の建築物をいい、機械式とは機械収納型をいう。

2：既存の建物に民間自転車等駐車を整備する際は、構造にかかわらず平面式の整備費を適用する。

ただし、斜路にサイクルコンベアを新設する場合は、立体式の整備費を適用する。

3：標準整備費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

別表第2（第17条関係）

運 営 期 間	補 助 金 の 返 還 額
5年に満たないとき	補助金の交付額の全額に相当する額
5年以上8年未満のとき	補助金の交付額の2分の1に相当する額
8年以上10年未満のとき	補助金の交付額の3分の1に相当する額

別表第3（第17条関係）

運 営 期 間	補 助 金 の 返 還 額
5年に満たないとき	補助金の交付額の全額に相当する額と、補助金の交付額の全額に相当する額に施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額
5年以上8年未満のとき	補助金の交付額の2分の1に相当する額と、補助金の交付額の2分の1に相当する額に施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額
8年以上10年未満のとき	補助金の交付額の3分の1に相当する額と、補助金の交付額の3分の1に相当する額に施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額

【様式】別添

- 様式第1号：民間自転車等駐車場整備補助金交付申請書
- 様式第2号：民間自転車等駐車場整備補助金交付決定通知書
- 様式第3号：民間自転車等駐車場整備補助金不交付決定通知書
- 様式第4号：民間自転車等駐車場整備補助金補助事業変更等申請書
- 様式第5号：民間自転車等駐車場整備補助金補助事業変更等承認通知書
- 様式第6号：民間自転車等駐車場整備着手・完了届
- 様式第7号：民間自転車等駐車場整備補助金交付確定通知書
- 様式第8号：民間自転車等駐車場整備補助金交付請求書
- 様式第9号：民間自転車等駐車場変更・廃止届
- 様式第10号：民間自転車等駐車場運営状況報告書
- 様式第11号：民間自転車等駐車場整備補助金交付決定取消通知書
- 様式第12号：民間自転車等駐車場整備補助金返還命令書